

令和4年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年6月1日から令和4年6月10日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年6月1日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀四郎
生 活 課 長	新 井 田 英	建 設 課 長	古 川 一 夫
産 業 課 長	宇 内 勝 良	庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜
会 計 管 理 者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、4番、赤城大地君、5番、横山智代君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日6月1日から6月10日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月1日から6月10日までの10日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告8件を提出いたします。

初めに町長から報告6件の提出がありました。議長報告第5号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」、議長報告第6号「株式会社会津坂下公共サービス経営状況の報告について」、議長報告第7号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」、議長報告第8号「私債権の放棄の報告について」、議長報告第9号「繰越明許費繰越計算書について（会津坂下町一般会計予算）」、議長報告第10号「繰越明許費繰越計算書について（会津坂下町下水道事業特別会計予算）」についてであります。

朗読を省略して、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第5号について、説明を求めます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からは、議長報告第5号、町長報告第3号について、ご報告申し上げます。

「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」であります。

さきの議会からの懸案事項及びその他の事項について、次のとおり報告いたします。

令和4年6月1日提出、会津坂下町長古川庄平。

一般質問に対し実施または検討するとした事項。

総務課分でございます。（1）令和4年第1回定例会7番小畑博司議員のおただしのうち、第1「防災体制を危惧する」の1「自治体消防を取り巻く状況を鑑み、各地域に設置されている消火栓附属のホースの更改への地元負担はなくすべき時期に来ているのではないか」のおただしに対し、町の検討結果につきましては、次年度以降に実施（着手）するいたします。

これまで消火栓に係る保管箱、消火栓用ホース、管鎗の更新につきましては、購入した行政区に対し、10万円を上限に補助率2分の1を交付しておりました。検討の結果、行政区の負担をなくすため、全額町が負担いたします。なお、その施行につきましては令和5年度よりいたします。

続きまして、生活課分、（2）令和4年第1回定例会8番佐藤宗太議員のおただしのうち、第1「新型コロナウイルスまん延予防対策について」であります。「町民の生命を守るため、新型コロナウイルス軽症者等宿泊療養施設の認定について、当町として難しければ他の地域と連携を組みながら受けていただける環境をつくってほしいと考えているが、いかがなものか」につきましては、裏面をご覧ください。

町として、継続して内部で検討中でございます。軽症者等宿泊療養施設は、福島県が感染の動向に基づき、各地域への設置調整や施設となる建物の借上げ、スタッフ等の派遣など運営を行うものであります。本町としましては、感染拡大に備え、軽症者等宿泊療養施設を含めたスムーズで住民が安心できる医療体制が構築できるよう、近隣市町村・県と連携してまいります。

以上、ご報告申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第6号及び第7号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長報告第6号、町長報告第4号「株式会社会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

令和4年度株式会社会津ばんげ公共サービスの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

資料「第30期株式会社会津ばんげ公共サービス事業計画書」の1ページをご覧ください。

I としまして「基本計画」では、株式会社会津ばんげ公共サービスは、主たる事業である糸桜里の湯ばんげの指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了となり、またその他施設につきましても委託事業が終了したことから、令和3年度で法人としての活動を終了し、令和4年度は解散の手続及び清算業務のみとなります。

II の「実施計画」であります。1の令和3年度の決算につきましては、適切に事務処理を実施し、経営状況を報告してまいります。

2の未使用回数券等の払戻しにつきましては、適切な期間を定め、責任を持って払戻しを進めてまいります。

3の株式会社清算の手続につきましては、税理士等と相談し、債権者の保護を図りながら清算の手続を進めてまいります。

4、清算のスケジュールにつきましては2ページをご覧ください。

令和4年7月に臨時株主総会を開催し、開催に係る特別議決及び清算人の選任、その後清算人による清算手続を進め、12月には清算が終了する予定となっております。

以上、報告させていただきます。

続きまして、議長報告第7号、町長報告第5号「株式会社湯川・会津坂下経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

令和4年度株式会社湯川・会津坂下の経営状況について、地方自治法243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

資料の「第10期株式会社湯川・会津坂下事業計画書」の1ページをご覧ください。

1の運営管理基本方針につきましては、前期までの課題の改善に努めるとともに、施設の設置目的に沿って、6項目の方針が立てられております。

（1）としまして、公共性を有する施設として、利便性と快適なサービスの提供に努め、安心・安全な施設の管理運営を行ってまいります。

（2）会津坂下町・湯川村の地域振興を図りながら、管内経済の向上に寄与してまいります。

（3）顧客満足度を高める工夫に努めてまいります。

（4）農産物出荷者協議会、物産協議会との意見交換を図り、相互信頼を深めてまいります。

（5）福島、東北、全国「道の駅」連絡会との連携強化と情報交換を図ってまいります。

（6）経常利益の最大化を追求することで、安定した経営を目指してまいります。

この運営管理基本方針の下、2の運営管理施策の5項目に取り組んでまいります。

3の今年度の主な取組として、SDGsへの取組、地元野菜を使った新メニューの開発とリピーター客の獲得、バスツアー客の誘致、電子帳簿保存法に対応したシステムの構築の検討、インボイス制度に対応した予算書内容の変更の準備、大川喜多方サイクリングロードの利活用実証実験支援に取り組んでまいります。

4としまして、数値目標については、売上げが5億6,580万3,000円、第9期と比較して8%増と見込みました。売上原価は4億1,402万3,000円、一般管理費が1億4,263万6,000円、税引きの経常利益を1,195万4,000円といたしました。

2ページをご覧ください。

5の事業部の事業計画として、農産・物産・レストランの連携を強化し、積極的な情報発信や観光客の確保に努めてまいります。農産マーケットでは、道の駅あいつの独自性を生かし①から③に、あいつ物産館では①から④に取り組んでまいります。レストランとしましては①から⑥に取組、農産マーケットと協力しながら、お客様に喜ばれるメニューづくりやテイクアウト商品等での売上げ拡大に取り組んでまいります。

6の管理部の事業計画につきましては、総務・経理等①から⑥に取組、会社全体をサポートしてまいります。

3ページをご覧ください。

7、テナントにつきましては、地域独自のメニューを提供し、コロナ禍前の売上げを目指してまいります。

8のキッチンカーにつきましては、にぎわいを創出し、来訪者の楽しみの一つでもあることから、積極的に出店を促してまいります。

9のイベントにつきましては、会津坂下町・湯川村の地域振興を第一に、両町村と道の駅あいつの知名度アップにつなげてまいります。

4ページをご覧ください。

10の宣伝広告につきましては、タイムリーな情報を発信し、多くのお客様が関心を持てるようSNS等を有効に活用してまいります。具体的には、(1)から(3)に取り組んでまいります。

11の経営展開につきましては、バスツアー客の獲得に向け、仏都会津、会津三十三観音めぐりの観光客を対象にランチ情報等を提供し、立ち寄りの昼食営業を展開してまいります。

12の指定管理業務、続いて5ページの13、その他につきましては、資料をご覧になっていただきたいと思います。

最後に6ページをご覧ください。

令和4年度予算につきましては、売上げが5億6,580万3,000円、仕入原価が4億1,402万3,000円、粗利が1億5,178万円に対し、一般管理費が1億4,263万6,000円、経常利益が1,195万4,000円の予算が計上されております。

今後も新型コロナウイルス感染症防止を優先しながら、地域振興施設としての役割の強化と営業収益の向上を目指し、各種事業を展開してまいります。

以上、ご報告申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第8号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

皆さん、おはようございます。

議長報告第8号、町長報告第6号「私債権の放棄の報告について」ご説明申し上げます。

会津坂下町私債権管理条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり住宅使用料に係る私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次ページの別紙1「私債権放棄調書」をご覧ください。

まず、私債権放棄の対象となった債務者は1に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった住宅使用料の内訳であります。平成5年度から平成26年度までの244件、741万1,516円であります。

3、私債権放棄の期日については、令和4年3月31日であります。

4、私債権放棄の理由であります。債務者は、令和2年8月24日に死亡しており、相続調査の結果、妻、前妻の子が3名いることが判明しました。

妻に関しましては、平成18年11月6日から令和3年9月1日まで生活保護を受給しており、当該債権の消滅時効に係る時効期間が満了後、時効の援用通知書が提出されました。妻は債務者が会津若松市に転出した後に婚姻しており、当該町営住宅に住んだことはございません。

3名の子に関しては、当該債権の消滅時効に係る時効期間が満了後、時効の援用通知書が提出されました。3名の子の当該町営住宅に住んだ期間は、母である前妻が離婚するまでの幼少期のみであります。

また、保証人も平成23年8月16日に死亡していることから、債務の履行見込みはないと認めたものであります。このことから、民法第173条に定めるところによる時効が完成したため、債権放棄したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第9号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

続きまして、議長報告第9号、町長報告第7号「令和3年度会津坂下町一般会計繰越明許費繰越計算書」につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。繰り越す事業は17件で、繰越額の総額は1億7,214万7,000円であります。

繰り越す理由につきましては、テレワークセンター環境整備事業、ふくしま森林再生事業及び公共下水道事業を除く14事業につきましては、国の補正予算を活用し、町の第8号補正予算及び第10号補正予算で令和4年1月以降に事業化したものであり、年度内に完了することができないことから繰り越すものであります。

まず2款3項社会保障・税番号制度事業は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修業務で、業務完了まで時間を要することから、本年度に繰り越したものでございます。

3款1項住民税非課税世帯等臨時特別支援事業は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した住民税非課税世帯等への10万円を現金給付する事業で、清算完了まで時間を要することから、本年度に繰り越したものでございます。

3款2項子育てふれあい交流センター改修事業は、子育てふれあい交流センターの屋根塗装工事に係る設計で、設計に時間を要することから本年度に繰り越したものでございます。

4款1項燃料券配付事業は、5,000円の燃料券を全町民に配付する事業で、清算完了まで時間を要することから、本年度に繰り越したものでございます。

みんなのトイレ建設事業は、坂下南小学校脇のトイレを建設する設計及び工事で、設計等に時間を要することから、本年度に繰り越したものでございます。

テレワークセンター環境整備事業は、テレワークセンターに隣接する通路の改修工事を追加したため、年度内の完了が困難であったことから、本年度に繰り越したものでございます。

鶴沼緑地公園テニスコート改修事業は、鶴沼緑地公園テニスコートの改修工事で、工事に時間を要することから、本年度に繰り越したものでございます。

ばんげひがし公園プール循環ポンプ改修事業につきましては、プール循環ポンプ改修の設計及び工事で、設計等に時間を要することから、本年度に繰り越したものであります。

ばんげひがし公園内トイレ改修事業は、ばんげひがし公園内トイレの改修工事を実施するもので、工事に時間を要することから、本年度に繰り越したものであります。

坂下中学校トイレ改修事業は、中学校トイレの洋式化の設計及び改修工事で、設計等に時間を要することから、本年度に繰り越したものであります。

児童送迎用公用車購入事業は、児童送迎用ワゴン車1台を購入するもので、納品に時間を要することから、本年度に繰り越したものでございます。

子育てふれあい交流センター空調設備整備事業は、空調設備を増設する設計及び工事

で、設計等に時間を要することから、本年度に繰り越したものでございます。

ばんげ保育所空調設備整備事業は、空調設備を増設する設計及び工事で、設計等に時間を要することから、本年度に繰り越したものでございます。

6款2項ふくしま森林再生事業は、地権者との調整に不測の時間を要したことから、本年度に繰り越したものでございます。

8款2項橋りょう整備事業は、丈助橋架け替え工事の測量設計を実施するもので、測量設計に不測の時間を要したことから、本年度に繰り越したものでございます。

8款4項公共下水道事業は、下水道事業特別会計への繰出金で、町道北裏通り線管渠工事等において、地下湧水の発生により施工能率が低下し不測の時間を要したことから、本年度に繰り越したものでございます。

10款2項坂下南小学校屋上防水改修事業は、屋上の防水シートを張り替えるための設計で、設計に時間を要することから、本年度に繰り越したものでございます。

以上、説明いたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第10号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議長報告第10号、町長報告第8号「繰越明許費繰越計算書」について、ご説明申し上げます。

令和3年度繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙計算書をご覧ください。

令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1款下水道事業費、3項下水道建設費、事業名は「公共下水道事業」であり、繰越予算額1億7,874万2,000円であります。

財源内訳でございますが、未収入特定財源としまして、国庫支出金8,162万3,000円、地方債8,650万円であり、一般財源として1,061万9,000円であります。

事業内容につきましては、町道北裏通り線ほか管渠工事、町道安兵衛通り線ほか管渠工事、国道49号関連の町道上口線ほか管渠工事、県道会津坂下会津高田線管渠工事並びに、設計業務委託及び管路DBアドバイザー業務委託、下水道工事に起因する水道管移設補償費で、1億7,874万2,000円の繰越しであります。

繰越しの理由といたしましては、想定外の湧水発生による施工能率の低下により、年度内に事業が完了できなかったもの及び、国県道道路管理者との協議に不測の日数を要したことから、年度内に完了が見込めない管渠工事であります。

また、業務委託につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限等により、地権者等への対応に不測の日数を要したため年度内に完了できなかったもの、物件移転補償費につきましても、これらの工事を繰り越したことにより同じく完了できなかったものであります。本年3月議会におきまして、令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）で議決いただきましたものでありまして、令和3年度中の支出ができなかったことにより繰り越したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第11号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第12号「諸般の報告（第2号）について」であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長説明要旨について

◎議長（水野孝一君）

日程第4、町長説明要旨について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日ここに令和4年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼を申し上げます。定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が始まってから2年が経過しており、国内においては3年ぶりに行動制限等が緩和された大型連休を迎えるなど、感染者数、重症者数などが減少してきております。

福島県においては、子供の感染拡大防止重点対策は6月12日まで延長されたものの、県の感染拡大防止重点対策は5月15日をもって解除となっております。本町におきましても、少しずつではありますが、運動会や各地区のスポーツ行事が再開されています。一日も早く日常を取り戻すため、町民の皆様には基本的な感染対策の徹底やワクチン接種などへのご協力をお願いいたします。

さて、この機会に、当面する町行政の諸課題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

初めに、第六次振興計画、実施計画の最重点事業の定住人口対策及び不妊治療の支援

につきましては、国の法整備により令和4年4月より不妊治療費の保険が適用され、治療を希望する方の経済的負担が軽減されたところです。

さらに、本町といたしまして、妊娠を希望する夫婦や不妊の悩みを持つ夫婦の妊活を応援するため、不妊に関する検査に要した費用の一部を助成し、少子化対策と若者の移住定住の推進を図るため、会津坂下町妊活応援助成事業として実施してまいります。

次に、過疎対策事業について申し上げます。

町の最重点事業であります過疎対策事業を推進するため、町内において地域づくり活動に取り組んでいる5名の方々を会津坂下町移住定住推進員に委嘱いたしました。町は、町内に人を呼び込む魅力あるイベントの企画立案から事業実施までを、推進員が組織する会津坂下町移住定住推進協議会に委託し、特に交流人口対策及び関係人口対策に重点を置いた取組を推進することで、「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」を実現してまいります。

また、新潟・福島豪雨により会津川口・只見間が不通となっているJR只見線が、本年10月1日に全線で運転を再開することが決定したとのうれしいニュースが飛び込んでまいりました。町では、念願であった全線再開通を祝い、訪れる観光客や鉄道ファンを歓迎する取組を実施してまいります。具体的には、当日運行される記念列車や観光ツアー等の特別列車の運行に合わせて、只見線活性化対策協議会の構成市町村との連携により歓迎イベント等を実施してまいります。

また、訪れる方を温かくお迎えするための環境整備として、会津坂下駅には昨年トイレを新設しましたが、若宮駅、塔寺駅、会津坂本駅につきましても、駐輪場や駅舎の塗装及び駅名標のリニューアルを考えております。

全線再開通後は上下分離方式により運営していくことになりますので、地元の宝である只見線の利活用・誘客策を県と沿線市町村とともに展開し、地域活性化を図ってまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

現在、路面損傷が激しく通行に支障を来している丈助橋につきましては、パッチング舗装等により通常通行が可能となっておりますが、老朽化が著しいことから、早期に県代行工事となるよう要望を重ねております。昨年度の繰越事業として測量業務、地質調査及び橋梁予備設計を発注しており、早期着手に向け関係機関との協議を含め進めているところであります。

町道路線につきましては、片門地区の土地改良事業及び農免農道の整備に伴い、町道の起点・終点が変更となりました。このため、関係する路線について町道の廃止及び認定をすることとし、本定例会へ上程いたします。

坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向けて、3戸6棟の家屋移転を年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

初めに、令和3年産米の需給動向につきましては、全国的に契約が進んでおり、一部

銘柄では不足感があるものの、長引くコロナ禍を背景として、相対取引価格は令和2年産米と比較して60キログラム当たりで1,600円程度下落しており、民間在庫も古米を中心に増加している状況にあります。本県産米においても、令和2年産米と比較して契約進捗は向上しているものの、60キログラム当たりの取引価格は1,600円程度下落しております。

コロナ禍における行動制限等が全国的に緩和され、需要回復の兆しを感じつつありますが、国においては今後の需要予測を同水準で推移するとしていることから、令和4年産米の作付動向によっては、さらなる米価への影響が懸念されるところであります。

本町におきましては、昨年同様に農家所得の確実な確保を最優先課題に位置づけ、県交付金を活用した水稻作付による需給調整への対応を大きな柱とし、飼料用米を中心に新規需要米や政府備蓄米等への取組を推進してきたところであり、現在営農計画書の取りまとめ中ではありますが、昨年度よりも増加傾向にあります。

また、水稻栽培における生産コスト縮減や省力化を実現するため、新たな技術導入に向け、町内6地区、約4.4ヘクタールの水田で実証実験に着手したところであり、県、関係団体、農業者と一体となって栽培技術を確立し、低コスト・省力栽培技術の普及と確実な農業所得の確保を目指してまいります。

農林整備事業につきましては、今年度より蟹沢地区において防災減災事業ため池廃止事業に着手いたします。令和4年度においては測量設計業務を委託し、令和5年度から2か年で廃止工事を完了させたいと考えております。

今後、不要となった農業用ため池を地域住民からの要望に基づき順次廃止することで、決壊等による下流域への被害未然防止に努めてまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

まず商工業行政につきましては、町内への定住促進に向けた就業支援として取り組んでまいりました合同企業説明会を6月14日に開催する予定で準備を進めております。コロナ禍により2年ぶりの開催となった昨年度は、高校生を中心に多くの参加がありました。また、町内企業から開催の要望も強く、企業現地見学会と合わせ大変有効な取組であると考えておりますので、継続して取り組んでまいります。

観光行政につきましては、4月に開催したまち歩きや東松峠でのイベントには町内外から多くの参加者があり、大変好評をいただきました。また、7月7日に予定されている栗村神社例大祭「御田植祭」については、詳細は実行委員会で決定されることとなりますが、町としましては可能な限り通常の開催となるよう、感染対策を講じながら積極的に事業を実施したいと考えております。

物産販売等につきましては、首都圏等でのイベントも再開されてきております。直近では6月4日、5日に「ふくしまフェスタ」が神奈川県川崎市で開催される予定であり、GAIZU信さんと観光物産協会による物産販売及び観光プロモーションを実施してまいります。

さらに、首都圏で本町の物産品を使用いただきながら本町のプロモーションにもご協力いただいているPR店舗も、昨年度の取組により4月から新たに3店舗が追加と

なりました。

少しずつではございますが、ウィズコロナ禍での事業再開がされております。今後も感染状況を注視しながら、できる限り積極的に商工業、観光の振興につながる取組を進めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

4月以降の小中学校の感染状況につきましては、幾つかの学級で複数の感染者が確認され、拡大のおそれがあったケースについては、国のガイドラインに基づき学級閉鎖を行い、うち1件がクラスター認定となりました。大型連休後も一定程度の感染者数が確認されておりますが、感染予防対策を徹底しながら授業や行事等はできる限り実施継続するよう取り組んでまいります。

中学校の修学旅行につきましては、4月下旬に東京千葉方面の行程で終了いたしました。参加を予定していた生徒は、感染等による参加取消しもなく実施できました。関係機関をはじめ、各家庭や学校での感染予防対策のご協力に感謝を申し上げます。

文化財関係の高寺山遺跡の発掘調査につきましては、県をはじめとした関係機関との調整も順調に進み、5月16日に着手いたしました。現在も発掘調査を継続しており、新たな発見が期待されるところであります。今後は、出土遺物の整理や分析作業等を進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

以前より検討してきました保育料等の改定につきましては、5月2日に健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会の答申を受け、会津坂下町保育施設等保育料改定方針を定め、この方針に基づき関係条例の一部改正について議案として提案いたしました。

子育て世帯を支援しつつ、多くの方に納得いただける保育料となるよう検討してまいりました。今後も全ての子育て世帯への支援を拡充してまいります。

また、国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用した子育て世帯生活支援特別給付金を本年度も実施いたします。昨年度と同様に、対象となる子育て世帯に児童1人当たり5万円を支給するものであり、県と連携を取りながら6月以降順次支給してまいります。

次に、令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ2億9,410万9,000円を追加し、78億2,526万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,825万6,000円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金637万3,000円の増、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金772万1,000円の増、町内企業等からの寄附金1,150万円の増、令和3年度決算見込みによる繰越金2億円の増などを計上しました。

歳出の主なものは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事業で772万2,000円の増、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業で3,472万1,000円の増、各地区から要望のあった町道の整備等の対応分で2,610万円の増、財政調

整基金、公共施設整備基金及び行政センター建設整備基金への積立てで1億4,374万円の増、不妊検査に対する助成として、1組5万円を支給する妊活応援助成金事業で100万円の増、また、4月の人事異動に伴う職員人件費で、特別会計への繰出分も含めた全体で1,368万円の減を計上いたしました。

次に、特別会計予算について、特に国民健康保険事業について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続いている状況にありますので、収入に相当の減少がある世帯に対し、国民健康保険税の減免や傷病手当金の支給など引き続き実施してまいります。

次に、令和4年度の国民健康保険税の本算定につきましては、県が示す国保標準保険料率を参考に、医療費の動向を勘案しながら保険給付費を算定し、県への国保事業費納付金の補正と合わせ税率を4.12%低くする内容で、5月19日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところであります。

本町の国民健康保険は、被保険者及び加入世帯は年々減少傾向であります。1人当たりの医療費につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えがあり減少しましたが、令和3年度は受診控えの反動により医療費が増加となりました。

国保財政は依然として厳しい状況ではありますが、今後も国民健康保険事業の安定経営に向けた努力をしてまいります。

なお、その他の特別会計補正予算につきましては、主に職員の人事異動に伴う人件費に係るものであります。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては各担当課長より説明させていただきますので、何とぞ慎重なご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第40号から議案第52号まで一括上程説明

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第40号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」から議案第52号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」までの13件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第40号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第41号 会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

議案第42号 会津坂下町立ばんげ保育所延長保育条例の一部を改正する条例

議案第43号 会津坂下町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

議案第44号 会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第45号 町道路線の廃止について

議案第46号 町道路線の認定について

議案第47号 令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）

議案第48号 令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第40号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

おはようございます。

私からは、議案第40号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、適正かつ安定的な国民健康保険の事業運営ができるように、町条例を改正するものであります。

本算定により、県提示の標準保険料率を参考とし、令和4年度に必要な国民健康保険税額を確定し、税率等の改正を行い、条例の整理をするものであります。

詳細については、新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側の欄が改正前、左側の欄が改正条例案であり、下線の部分が改正箇所であります。

初めに、医療分となります。

第3条第1項中、所得割額100分の6.96を100分の6.60に改めます。

次に、第5条中、均等割額2万5,747円を2万6,747円に改めます。

第5条の2中、平等割額1万8,104円を1万8,024円に、9,052円を9,012円に、1万3,578円を1万3,518円にそれぞれ改めます。

次に、後期高齢者支援金分であります。

第6条中、所得割額100分の2.57を100分の2.44に改めます。

2ページになります。

第7条の2中、均等割額9,322円を9,620円に改めます。

次に、第7条の3第1号中、平等割額6,555円を6,482円に、3,278円を3,241円に、4,917円を4,862円にそれぞれ改めます。

次に、介護納付金分であります。

第8条中、所得割額100分の3.23を100分の2.33に改めます。

次に、第9条の2中、均等割額1万4,883円を1万1,185円に改めます。

次に、第9条の3中、平等割額7,430円を5,635円に改めます。

次に、国民健康保険税の減額についてご説明申し上げます。

初めに、7割軽減分であります。3ページになります。

医療分については、第23条第1項第1号アの均等割額1万8,023円を1万8,723円に改め、同号イの平等割1万2,673円を1万2,617円に、6,337円を6,309円に、9,505円を9,463円にそれぞれ改めます。

次に、後期高齢者支援分については、同号ウの均等割額6,526円を6,734円に、同号エの平等割額4,589円を4,538円に、2,295円を2,269円に、4ページになります。3,442円を3,404円にそれぞれ改めます。

次に、介護納付金分については、同号オの均等割額1万419円を7,830円に、同号カの平等割額5,201円を3,945円に改めます。

次に、5割軽減分について申し上げます。

医療分については、同条第2号のアの均等割額1万2,874円を1万3,374円に、同号イの平等割額9,052円を9,012円に、4,526円を4,506円に、6,789円を6,759円にそれぞれ改めます。

次に、後期高齢者支援分については、同号ウの均等割額4,661円を4,810円に、同じくエの平等割額3,278円を3,241円に、1,639円を1,621円に、2,459円を2,431円にそれぞれ改めます。

介護納付金分については5ページになります。

同号オの均等割額7,442円を5,593円に、同号カの平等割額3,715円を2,818円にそれぞれ改めます。

次に、2割軽減分について申し上げます。

医療分については、同条第3号アの均等割額5,150円を5,350円に、同号イの平等割額3,621円を3,605円に、1,811円を1,803円に、2,716円を2,704円にそれぞれ改めます。

次に、後期高齢者支援分については、同号ウの均等割額1,865円を1,924円に、同号エの平等割額1,311円を1,297円に、656円を649円に、984円を973円にそれぞれ改めます。

介護納付金分については6ページになります。

同号オの均等割額2,977円を2,237円に、同号カの平等割額1,486円を1,127円に改めます。

次に、未就学児の均等割の減額についてご説明申し上げます。

医療分の減額については、同条第2項第1号アからエまでの順に、7割軽減後、5割軽減後、2割軽減後、軽減なしとなっております。第1号ア中3,862円を4,012円に改め、同

号イ中6,437円を6,687円に改め、同号ウ中1万299円を1万699円に改め、同号エ中1万2,874円を1万3,374円にそれぞれ改めます。

次に、後期高齢者支援金分減額について申し上げます。

同項第2号アからエまでの順に、7割軽減後、5割軽減後、2割軽減後、軽減なしとなっており、同項第2号ア中1,398円を1,443円に改め、同号イ中2,331円を2,405円に改め、同号ウ中3,729円を3,848円に改め、同号エ中4,661円を4,810円にそれぞれ改めます。

次に、整理として、附則第2項中同条中を同項中に改めます。

議案にお戻りください。

附則として、第1項は施行期日でありまして、この条例は、令和4年4月1日から施行したいとするものであります。

次に、第2項はこの条例の経過措置であり、改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によりたいというものであります。

説明は以上になります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前10時57分）

再開は11時10分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時10分）

次に、議案第41号から議案第44号について説明願います。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

おはようございます。

初めに、議案第41号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

このたびの改定につきましては、多くの方々にご意見を賜り、長く検討を重ね策定いたしました会津坂下町保育施設等保育料の改定方針に基づき保育料を改めるため、関係条文を改正するものであります。

改正に当たっては、保育料について、町の受益者負担としての在り方を整理するとともに、子育て世帯への経済的支援としての軽減率を加味し、改めるものであります。

保育料については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村ごとに定めることとされております。そのため、国が

定める保育料基準額を本来負担していただくべき保育料とした上で、町が軽減する割合を現行の7割から5割へと引き下げ、保護者負担額と町の軽減額を原則2分の1ずつとすることを基本とし、保育料の見直しをするものです。

また、改正に当たっては、改定金額の上昇を緩やかにする措置として、現行の第4階層から第6階層を細分化し、改定額については、現行の保育料の1.5倍を限度額として緩和措置を設けることといたしました。

詳細につきましては、議案の参考資料、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表ご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後、下線部分が改正箇所になります。

まず、別表第2の表全体を改めます。階層区分については、現行の国基準に準じた8階層から11階層とし、所得階層の幅を小さくいたしました。保育料の改定については、保育料が生じる第3階層からになります。

改正後の保育料を階層順に3歳未満児の保育標準時間、保育短時間の順に申し上げます。

第3階層、9,700円、8,200円。第4階層、1万2,300円、1万1,200円。第5階層、1万5,000円、1万1,200円。第6階層、1万8,600円、1万8,000円。第7階層、2万2,200円、1万8,000円。第8階層、2万6,300円、2万3,200円。

次のページになります。

第9階層、3万円。2万3,200円。第10階層、3万9,000円。3万円。第11階層、5万1,000円。3万9,000円であります。

次に、別表第2の備考第2項について、多子世帯の保育料軽減についてであります。

改正前では条文のみの表記でしたが、備考2に次の表を加えるものです。

表内左の階層区分、多子出生順、利用者負担額の保育標準時間、保育短時間の順に申し上げます。

第3階層、第1子9,700円、8,200円。第2子4,850円、4,100円。第3子以降無料。

第4階層、第1子1万2,300円、1万1,200円。第2子6,150円、5,600円。第3子以降無料。

第5階層、第1子1万5,000円、1万1,200円。第2子7,500円、5,600円。第3子以降無料。

第6階層、第1子1万8,600円、1万8,000円。第2子9,300円、9,000円。第3子以降無料。

第7階層、第1子2万2,200円、1万8,000円。第2子1万1,100円、9,000円。第3子以降無料。

第8階層、第1子2万6,300円、2万3,200円。第2子1万3,150円、1万1,600円。第3子以降無料。

第9階層、第1子3万円、2万3,200円。第2子1万5,000円、1万1,600円。第3子以降無料。

第10階層、第1子3万9,000円、3万円。第2子1万9,500円、1万5,000円。第3子

以降無料。

第11階層、第1子5万1,000円、3万9,000円。第2子2万5,500円、1万9,500円。第3子以降無料とします。

なお、表内備考1では、町民税所得割課税額が5万7,700円以上の世帯は、第1子の年齢上限を小学校就学前とし、同居が要件。備考2では、町民税所得割課税額が5万7,700円未満の世帯について、第1子の年齢上限を撤廃し、同居はしていなくても該当することとしています。

次に、4ページをご覧ください。

別表第2、備考3は、非課税世帯の保育料が制度上無料となっておりますので削り、備考第4を第3とし、備考5を備考4に繰り上げます。

備考3の改正では、町民税所得割課税額が7万7,101円未満の世帯において、第1号から第3号までに該当する世帯に対しての利用者負担額を定めたものであります。備考3の表中、第2階層を削り、第4階層の次に第5階層を加え、保育料の改定後の額に基づき利用者負担額を定めるものです。

改正後の表で、階層ごとの金額を、3歳未満児の保育標準時間、保育短時間の順に申し上げます。

第3階層、4,350円、3,600円。第4階層、5,650円、5,100円。第5階層、7,000円、5,100円に改めるものです。

本文4ページに戻っていただき、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行したいというものです。

以上、説明とさせていただきます。

次に、これからご説明いたします議案第42号から議案第44号までの3件の議案の改正趣旨を申し上げます。

このたびの改正につきましては、保育料の見直しとともにその他の保育料として検討してきたものであり、会津坂下町保育施設等保育料の改定方針に基づき、延長保育料等を改めるため、関係条文を改正するものであります。

改正に当たっては、保育のための基礎単価を設定し、それに基づいた、誰もが分かりやすい、利用時間に応じた負担をいただくことといたしました。

それでは、議案第42号「会津坂下町立ばんげ保育所延長保育条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

この改正は、ばんげ保育所の延長保育料についての改正であります。延長保育料については、保育短時間、これは8時間保育ですが、と認定された方が利用するものであります。勤務形態等の理由により利用する方と、病気その他の理由により一時的に利用する方とで、2通りの利用形態があり、その状況により、保育料も、応益負担の月額制と日額単価制それぞれの料金を定めているところです。

詳細については、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後、下線部分が改正箇所

であります。

このたびの改正点は二つです。

まず一つ目ですが、保育短時間の入所児を対象とした午前7時から午前8時まで及び、午後4時30分から午後6時までの延長保育について、所得階層に応じた月額制を廃止し、延長保育1回当たりの単価制に改めるものであります。

まず、延長保育と一時利用延長保育を統合し、延長保育とするため、第4条第1項第2号の一時利用延長保育の規定を削り、号ずれを整理します。あわせて、第5条で定める延長保育料について、同項第2号、一時利用延長保育の日額400円を削り、第5条関係別表により、応能負担の月額制及び日額単価から1回当たりの単価制とし、午前7時から午前8時までを1回につき100円、午後4時30分から午後6時まで1回につき200円に改めたいというものです。

次に、改正の二つ目であります。

午後6時から午後7時までの特別延長保育料について、月額上限を廃止したいというものです。そのため、第5条第1項第2号では、条文を1回につき300円に改めるものです。あわせて、月額料金を単価制にすることにより、第5条第2項で、延長保育料の納期についての文言を整理いたしました。

本文に戻っていただき、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行したいというものです。

説明は以上です。

次に、議案第43号「会津坂下町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

この改正は、町立幼稚園の預かり保育料についての改正であります。会津坂下町保育施設等保育料改定方針により利用者負担額等を改定したいというものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明いたします。右の欄、旧が改正前、左の欄、新が改正後、下線部分が改正箇所であります。

改正点は3つです。

一つは、第6条預かり保育料について、第1項第1号で定める預かり保育料の額について、別表により、所得階層に応じて月額で定めていた額を1時間につき100円に改めます。

改正2点目として、同項第2号、一時利用預かり保育について、日額500円を1時間につき100円に改めたいというものです。

次に改正3点目です。同項第3号、特別預かり保育について、月額2,500円を限度額とし日額300円としていたものを、1回につき300円に改め、上限を廃止したいというものです。

本文に戻っていただき、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行したいというものです。

次に、議案第44号「会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一

部を改正する条例」について、ご説明いたします。

放課後児童健全育成事業の利用者の負担金については、その他の負担金と同様に見直しの検討をしております。このたびの改正は、町保育施設等保育料改定方針に基づき、負担金の考え方を整理し、改正するものです。

詳細について、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。右の欄、旧が改正前、左の欄、新が改正後、下線部分が改正箇所であります。

まず、負担金の内容を整理した改正であります。

第2条第2項中、月額3,000円を表にして、さらに通常利用として「平日」と「平日以外の土曜日・長期休み（夏休み等）」に分け、利用期間と利用時間を整理いたしました。月額3,000円の負担金について改定はありません。

次に、同表中、延長利用については、1回当たり300円の額は現行のままとし、月2,500円の上限を廃止するというものです。

なお、改正前の条文に延長利用の条文はありませんが、現在要綱で定めていることから、併せて条例に加えるものです。

本文に戻っていただき、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行したいというものです。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第45号及び議案第46号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第45号「町道路線の廃止について」をご説明申し上げます。

道路法第10条第3項の規定によりまして、次のとおり町道路線の廃止をするため、議会の議決を求めたいというものであります。

町道の廃止路線は、坂下西部山砂採取企業体による山砂採取事業に伴い、地形そのものが変わったことで廃止する路線並びに広域農免農道が整備されたことに伴い、旧道並びに起点や終点が変更となった路線を廃止するものであります。

整理番号1、路線番号1121番、路線名「片門洲走線」、起点は会津坂下町大字片門字街道南2167番地27、終点は会津坂下町大字片門字窪倉前863番地、路線延長2,626.3メートルから、整理番号10、路線番号1251番、路線名「片門14号線」、起点は会津坂下町大字片門字重門治150番地、終点は会津坂下町大字片門字重門治233番地、路線延長465.3メートルまでの計10路線、総延長7,813.4メートルにつきまして廃止をしたいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第46号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり町道路線に認定をするため、議会の議決を求めたいというものであります。

町道認定の路線は、坂下西部山砂採取企業体による山砂採取事業に伴い、地形そのものが変わったことで認定する路線及び広域農免農道が整備されたことに伴い整備された広域農免農道、起点・終点が変わった路線並びに旧広域農免農道の一部を町道として認定したいというものであります。

整理番号1、路線番号1274番、路線名は「洲走西線」であります。起点は会津坂下町大字片門字街道北甲2129番地1、終点は会津坂下町大字束松字唐松甲2256番地4から、整理番号9、路線番号1282番、路線名「片門14号線」、起点は会津坂下町大字片門字重門治173番地2、終点は会津坂下町大字片門字重門治204番地までの計9路線、幅員2.0メートルから13.3メートル、総延長6,794.3メートルについて、町道路線として認定したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第47号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

続きまして、議案第47号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億9,410万9,000円を追加し、予算の総額を78億2,526万7,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものです。

次に、第2条、債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」によるとするものです。

次に、第3条、地方債の追加・廃止・変更は、「第3表地方債補正」によるとするものです。

今回の補正予算は、4月の人事異動等に伴う人件費の補正、国・県補助金の確定に伴う各事業費の補正、また低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給、新型コロナウイルスの4回目のワクチン接種に伴う事業費の補正、不妊検査に対する助成制度の創設に伴う事業費の補正、各地区から要望があった町道を整備するため

の補正、令和3年度の繰越金を行政センター建設整備基金等に積立てを実施する補正予算となります。

1 ページをご覧ください。

「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

「第2表債務負担行為補正」について、ご説明いたします。今回の補正は変更が1件であります。

変更は都市公園管理委託料となります。消費税分の委託料の算定漏れに伴い、限度額を1億4,268万8,000円から1,230万円増額し、1億5,498万8,000円と変更するものであります。なお、期間について変更はございません。

5 ページをご覧ください。

「第3表地方債補正」について、ご説明いたします。今回の補正では、追加が1件、廃止が1件、変更が6件であります。

まず、追加となる河川改修整備事業は、中の沢河川改修工事の実施に伴い、防災対策事業債300万円を追加するものであります。

次に、廃止となる町道改良整備事業については、本年度の起債発行額を財政健全化アクションプランにおける起債発行上限額である2億円に調整するため、交付税措置のない地方道路等整備事業債500万円を廃止するものであります。

次に、変更の除雪機械整備事業は、除雪ドーザの更新に伴う国庫補助金が増額配分となったことから、増額分の過疎対策事業債200万円を減額するものであります。

次に、橋りょう整備事業は、丈助橋架け替え実施工事に伴う国庫補助金の要望額の91%で配分となったことから、財源補填のため過疎対策事業債200万円を増額するものでございます。

6 ページをご覧ください。

緊急しゅんせつ推進事業は、新たに4か所準用河川のしゅんせつ工事を実施し、河川の氾濫、大規模な浸水被害等の災害に備えるもので、緊急しゅんせつ推進事業債500万円を増額するものであります。なお、元利償還金の7割が交付税措置となるものでございます。

次に、坂下厚生総合病院整備事業は、旧坂下厚生総合病院の除却に係る国庫補助金が内示により減額となったことに伴い、町負担額が減額となることから、過疎対策事業債100万円を減額するものであります。

次に、消防施設整備事業は、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部負担金事業、水槽付ポンプ車などの緊急車両整備事業の町負担分で、事業費精査によることから、緊急防災・減災事業債100万円を減額するものであります。

次に、消防施設整備事業は、会津若松広域市町村圏整備組合消防本部負担金事業、会津美里消防署新設工事費の町負担分で、事業費精査により、過疎対策事業債100万円を増額するものでございます。

続いて、事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページ、総括の歳入につきましては、14款国庫支出金から21款町債まで、補正前の額75億3,115万8,000円、補正額2億9,410万9,000円の増、補正後の額78億2,526万7,000円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が2,465万5,000円の増、地方債が200万円の増、その他特定財源が1,397万円の増、一般財源が2億5,348万4,000円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2 の歳入の詳細について、ご説明いたします。

14款1 項2 目衛生費国庫負担金、補正額2,825万6,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加交付分で、4 回目のワクチン接種が開始されることに伴い、予防接種実施に係る経費に対する負担金を計上したもので、補助率は10分の10であります。

14款2 項2 目民生費国庫補助金、補正額869万5,000円の増につきましては、2 節児童福祉費補助金、補正額97万4,000円の増は、放課後児童健全育成事業の利用者数が増加したことに伴い事業費が増額となったため、子ども・子育て支援交付金の増額分を計上したもので、補助率は3分の1であります。

3 節臨時福祉給付費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（その他世帯分）の補正額772万1,000円の増は、低所得の子育て世帯に対し、児童1 人当たり5 万円を給付する事業であり、対象を50世帯、90人と見込み給付金と事務費を計上したもので、補助率は10分の10であります。

14款2 項3 目衛生費国庫補助金、補正額637万3,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の追加交付分で、4 回目のワクチン接種が開始されることに伴い、接種券発行等の経費に対する補助金を計上したもので、補助率は10分の10であります。

14款2 項4 目土木費国庫補助金、補正額1,546万1,000円の減につきましては、1 節道路橋りょう費補助金、補正額865万3,000円の減は、除雪対策事業に係る社会資本整備総合交付金が466万5,000円の減額、丈助橋架け替えに係る実施設計及び橋りょう点検委託に係る道路メンテナンス事業費補助金が398万8,000円の減となるものです。

3 節地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金、補正額680万8,000円の減は、旧坂下厚生総合病院の除却に係る国庫補助金が減額となったことから減額するものでございます。

4 ページをご覧ください。

15款2 項1 目総務費県補助金、補正額8 万4,000円の増は、電源立地地域対策交付金が発電量の増加に伴い追加で交付されることから、増額するものであります。

15款2 項2 目民生費県補助金、補正額97万4,000円の増は、放課後児童健全育成事業

の利用者が増加したことにより事業費が増額となったため、子ども・子育て支援交付金の増分を計上したもので、補助率は3分の1となります。

15款2項6目土木費県補助金、補正額425万5,000円の減は、旧坂下厚生総合病院の除却に係る地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金が減額となったことによるものでございます。

15款3項1目総務費県委託金、補正額7万3,000円の増は、5年ごとに実施される就業構造基本調査の調査地区が確定されたことに伴う交付金の増分を計上するものであります。

5ページをご覧ください。

16款2項1目不動産売却収入、補正額24万円の増は、大字新開津地内の法定外公共物1筆を売却したことによるものであります。

17款1項1目一般寄附金、補正額1,150万円の増は、坂下高等学校同窓会からの寄附金150万円と、マルト建設株式会社からの寄附金1,000万円を計上したものであります。寄附の目的は教育振興のためで、今後教育振興に活用してまいります。

18款1項1目財政調整基金繰入金、補正額5,100万円の増は、令和3年度予算で積立てをしました除雪経費増に伴い交付された国庫補助金等分を、道路修繕等や除雪対策費用の財源とするため繰り入れするものであります。

6ページをご覧ください。

19款1項1目繰越金、補正額2億円の増は、純繰越金が3億4,000万円と試算されたことから、当初予算との差額を計上したものです。

なお、繰越金として見込んだ3億4,000万円の主な内訳は、歳入予算の増で、税収が5,000万円の増、ふるさと納税寄附金で1,300万円の増、諸収入で1,900万円の増、また歳出予算の執行残で、人件費が6,000万円、需用費で2,000万円、委託料で2,700万円、負担金補助及び交付金で1,800万円、扶助費で1,400万円、繰出金で1,000万円、予備費で2,300万円、その他で860万円などとなっております。

20款4項4目雑入、補正額463万円の増は、まず、コミュニティ事業助成事業、補正額210万円の増は、事業採択により新町防災備品等整備で120万円、町消防団員活動備品整備でLEDヘッドライト購入費90万円を計上したもので、補助率は10分の10であります。

次に、地域の元気プロジェクト助成金、補正額13万円の増は、明治安田生命が地域貢献としてイベント開催費用等に対する助成で、助成目的は、御田植祭「早乙女踊り」の備品を整備するものでございます。

次に、過年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、補正額240万円の増は、令和4年4月以降に支出した給付金と事務費の精算交付金分を計上したものでございます。

21款町債。町債につきましては、第3表の地方債の補正によりご説明したとおり、追加が1件、廃止が1件、変更が6件であります。

なお、町債の総額は200万円の増額で、2億7,114万1,000円となります。町債の総額は、アクションプランで定めました臨時財政対策債等を除き1億9,500万円で、毎年度

の起債上限額2億円以内となっております。財政の健全化を早期に実現するために、引き続き起債の新規発行を抑制してまいりたいと考えております。

8ページをご覧ください。

3の歳出についてご説明いたします。

まず、本補正予算の人件費分の補正につきましては、4月の人事異動に伴うものであり、一般会計分で459万3,000円の減、特別会計も含めた全体では1,109万7,000円の減額となっております。再任用職員も含めた職員数の増減はございませんが、主な要因として、退職職員と新規採用職員の給料差額などによるものでございます。

また、会計年度任用職員におきましては、採用者の決定による給与額の確定等により、一般会計分で358万3,000円の減、特別会計も含めた全体では258万3,000円の減額となったものであります。

1款1項1目議会費、補正額4万6,000円の減は、人事異動に伴う人件費の減を計上したものであります。

2款1項1目一般管理費、補正額311万8,000円の増につきましては、2節給料から9ページの4節共済費までは、人事異動に伴い職員が1名増となったこと等により人件費の増、及び会計年度任用職員1名増に伴う人件費を計上したものであります。

10ページをご覧ください。

2款1項4目会計管理費、補正額1万8,000円の減は、人事異動に伴う人件費を計上したものであります。

2款1項5目財産管理費、補正額1億4,498万3,000円の増は、14節工事請負費、補正額124万3,000円の増は、八幡コミュニティセンターの西側にある塔寺住宅の解体費用を計上したものであります。

24節積立金、補正額1億4,374万円の増につきましては、財政調整基金1,150万円の増は、本年度、坂下高等学校同窓会より寄附をいただいた150万円と、マルト建設よりご寄附をいただいた1,000万円の積立てを計上するものであります。

公共施設整備基金3,224万円の増は、本年度に売払いを行った法定外公共物の不動産売払収入24万円と、前年度繰越金のうち3,200万円の積立てを計上するものでございます。

次に、行政センター建設基金1億円の増は、新庁舎建設に向け積立てを実施するものであります。

なお、不動産売払分を除いた公共施設整備基金の積立金3,200万円と、行政センター建設基金の積立金1億円、また令和3年度中に剰余金として積み立てた1億6,600万円を合わせ2億9,800万円となり、地方財政法第7条に規定する剰余金の2分の1を積み立てたこととなっております。

2款1項6目企画費、補正額352万6,000円の増につきましては、3節職員手当等は、会計年度任用職員である地域づくりコーディネーターの異動に伴う費用を計上したものであります。

10節需用費から11ページの14節工事請負費まで、補正額237万4,000円の増は、10月1

日の只見線全線再開通に向け、駅舎等の環境を整備するため計上したものであります。

18節負担金補助及び交付金、一般コミュニティ助成補助金120万円の増は、事業採択により、新町自治会に対し防災倉庫や発電機等の防災備品等整備費用を補助ものであります。

2款1項8目電算管理費、補正額11万5,000円の減につきましては、人事異動に伴う人件費を計上したものであります。

2款1項9目過疎対策費、補正額197万8,000円の増につきましては、10節需用費27万8,000円の増は、お試し住宅の給湯器の修繕料を計上したものであります。

12節委託料、145万1,000円の増は、町移住定住推進協議会事業計画に基づき、交流人口・関係人口対策事業を実施するため増額するものであります。

17節備品購入費、24万9,000円の増は、新たに採用した地域おこし協力隊2名の事務用の机、椅子の購入費を計上するものでございます。

2款2項1目税務総務費、補正額357万円の減は、人事異動に伴う人件費の減を計上したものであります。

12ページをご覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額43万4,000円の減は、人事異動に伴う人件費の減及び会計年度任用職員手当等の減を計上したものであります。

13ページをご覧ください。

2款4項1目選挙管理委員会費、補正額122万1,000円の減は、人事異動に伴う人件費の減を計上したものです。

14ページをご覧ください。

2款5項2目総務統計費、補正額7万6,000円の増につきましては、1節報酬から15ページの11節役務費までは、本年度実施される就業構造基本調査の交付金の確定により予算を再配分したものであります。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額443万1,000円の減につきましては、2節給料から3節職員手当までは、人事異動に伴う人件費の減を計上したものであります。

16ページをご覧ください。

27節繰出金、183万円の減は、国民健康保険特別会計繰出金3万8,000円の減、及び介護保険特別会計繰出金179万2,000円の減は、人事異動に伴う減であります。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額312万1,000円の増につきましては、放課後児童健全育成事業（わんぱくクラブ）の申込人数が東・南小学校ともに増加したことに伴い、各小学校ともに支援員を各1名増員し、教室数も各1か所増やす必要があることから、増額分を計上するものであります。

12節委託料、292万3,000円の増は、支援員増に伴い委託先である「こころの森」への委託料を増額するものであります。

17節備品購入費、19万8,000の増は、教室数増加に伴い使用する机を購入するものであります。

3款2項4目児童福祉施設費、補正額532万4,000円の減は、2節給料から17ページの

3節職員手当等までは、人事異動に伴い職員が2名減となったことに伴う人件費の減及び会計年度任用職員の人件費の減を計上したものであります。

14節工事請負費、補正額616万円の増は、ばんげ保育所の2歳児保育室、午睡室等のエアコンが故障しているため、整備費用を計上するものであります。

3款2項5目臨時福祉給付費、補正額914万9,000円の増につきましては、3節職員手当等は、時間外勤務手当に39万8,000円を計上しております。

18ページをご覧ください。

10節需用費、事務用品に5万円を計上しております。

11節役務費、郵便料に2万1,000円、口座振替手数料に6,000円。

12節委託料、子育て世帯生活支援特別給付金支給のためのデータ入力、該当者抽出、通知書作成等の業務に274万7,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を90人分支給するため450万円を計上しました。補助率は10分の10であります。

22節償還金利子及び割引料、補正額142万7,000円の増は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の精算に伴い、補助金の返還が必要となったことから計上したものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額255万4,000円の増は、人事異動に伴う人件費の増及び、会計年度任用職員が1名減となったことに伴う人件費を計上したものであります。

19ページをご覧ください。

4款1項2目予防費、補正額100万円の増は、妊活応援助成金として不妊検査費用に対する助成を行うもので、妊娠を希望する夫婦を応援し、少しでも早い時期に検査を受けることができる体制をつくることで、少子化対策の推進及び本町を移住先とする夫婦が増えることを目的に実施するもので、1組5万円の20組分を計上するものであります。

4款1項5目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額3,463万3,000円の増は、2節給料から20ページ、3節職員手当等までは、3節の時間外勤務手当62万5,000円を除き、会計年度任用職員の人件費の減を計上したものであります。

3節時間外勤務手当62万5,000円と、10節需用費から12節委託料まで3,472万1,000円の増は、新型コロナウイルスの4回目のワクチン接種が開始されることに伴い増額分を計上するものであります。対象は60歳以上の方及び18歳から59歳までの基礎疾患のある方で、7月から接種開始を予定しており、補助率は10分の10でございます。

21ページをご覧ください。

6款1項1目農業委員会費、補正額2万円の増は、人事異動に伴う人件費を計上したものであります。

6款1項2目農業総務費、補正額195万7,000円の減は、人事異動に伴う予算を計上したものです。

6款1項3目農業振興費、補正額70万7,000円の減は、会計年度任用職員1名の雇用形態をフルタイム勤務からパート勤務に変更したことによるものであります。

22ページをご覧ください。

6款1項5目農地費、補正額81万円の減につきましては、3節職員手当等38万円の減は人事異動に伴うものです。

27節繰出金、43万円の減につきましては、人事異動に伴う農業集落排水整備事業特別会計繰出金に係る人件費を計上したものであります。

6款1項6目国土調査費、補正額14万9,000円の減は、人事異動に伴うものでございます。

23ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費、補正額124万3,000円の増は、2節給料から3節職員手当等まで人事異動に伴うものです。

14節工事請負費、30万5,000円の増は、令和4年3月末で閉館となった糸桜里の湯ばんげの案内看板の撤去及び処分費用であり、11か所分を計上しております。

7款1項3目観光費、補正額13万円の増は、明治安田生命より助成いただいた地域の元気プロジェクト助成金について、御田植祭「早乙女踊り」で使用する太鼓、笛の修繕や衣装の買換えの費用に活用するため、町観光物産協会へ委託料を増額するものでございます。

24ページをご覧ください。

8款1項1目土木総務費、補正額65万1,000円の増は、人事異動に伴うものであります。

25ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費、補正額2,500万4,000円の増は、令和3年度に財政調整基金に積立てした除雪経費増に伴い交付された国庫補助金等分を繰り入れし、財源として、本年度の除雪対策事業及び傷んだ道路の維持補修を行うため計上するものであります。

10節需用費及び14節工事請負費から15節原材料費まで900万4,000円の増は、道路パッチング・道路修繕工事、道路補修材購入費を増額するものであります。

13節使用料及び賃借料、1,600万円の増は、令和3年度実績を参考に除雪機械の賃借料を増額し、除雪作業に備えるものであります。

8款2項2目道路新設改良費、補正額2,610万円の増は、1目道路維持費と同様に大雪により交付された補助金等分を財源とし、傷んだ道路の改修工事を実施するもので、地区要望でもある坂下南幹線舗装工事、ほか14路線の道路整備工事を実施してまいります。

8款2項3目街路灯費、補正額129万8,000円の増は、安兵衛通りの道路照明をLED化するための修繕費を計上したものであります。

8款2項5目橋りょう新設改良費、補正額はございませんが、国庫支出金の内示額の通知により、財源の内訳が国県支出金398万8,000円の減、その財源補填として、地方債が200万円、一般財源が198万8,000円の増となります。

26ページをご覧ください。

8款3項2目河川維持費、補正額1,370万円の増につきましては、準用河川等堆砂除

去、520万円の増は、河川の氾濫、大規模な浸水被害等の災害に備えるため、新たに4か所、準用河川のしゅんせつ工事費を計上したものです。

河川維持費、850万円の増は、滝沢川、水無川の護岸が落差工により洗掘されたことに伴う補修工事及び、中の沢下流域水路の災害防除工事費を計上するものであります。

8款4項2目土地区画整理費、補正額921万7,000円の増は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計への繰出金で、人事異動に伴う人件費で97万7,000円の減、国庫補助金の内示が増額となったことにより、事業費を増額することに伴う繰出金の増であります。

8款4項5目都市下水路費、補正額2,500万円の増は、メガステージ建設に係る大規模開発に伴い、抜戸堀水路の整備が必要になったことから工事費を計上するものであります。

8款4項6目公園費、補正額510万7,000円の増につきましては、12節委託料、307万5,000円の増は、都市公園管理委託料について、消費税分の委託料の算定漏れがあったため、それに伴い計上するものであります。

14節工事請負費、203万1,000円の増は、ばんげ東公園の人道橋付近の転落防止柵改修工事で96万8,000円の増、地区要望である桜ヶ丘公園の外周フェンス破損に伴う改修工事で73万3,000円の増、違法駐車防止対策として、東側車止めアーチポール設置工事で33万円の増を計上したものであります。

27ページをご覧ください。

8款5項1目住宅管理費、補正額1,248万1,000円の減は、旧坂下厚生総合病院の除却に係る補助金で、国庫補助金が減額となったことに伴い、県支出金、町負担金も合わせて減額となるものであります。

9款1項1目非常備消防費、補正額199万9,000円の増につきましては、防災用器材、99万9,000円の増は、コミュニティ助成事業の採択により、町消防団員活動備品整備として、LEDヘッドライト479個の購入費を計上するものであります。

施設、100万円の増は、消防施設点検により消防屯所や防火水槽11か所修繕の必要があると認定したため、修繕費を計上したものであります。

10款1項2目事務局費、補正額33万円の増につきましては、人事異動に伴うものであります。

28ページをご覧ください。

10款1項3目子ども支援費、補正額93万2,000円の減は、人事異動に伴うものであります。

29ページをご覧ください。

10款2項1目学校管理費、補正額103万円の増につきましては、13節使用料及び賃借料、19万4,000円の減、及び17節備品購入費、115万9,000円の増は、坂下南小学校の牛乳保冷庫更新をリース契約から物品購入に変更するものであります。

14節工事請負費、6万5,000円の増は、放課後児童健全育成事業（わんぱく南クラブ）で追加使用する南小学校音楽室に網戸を設置する工事費を計上するものであります。

30ページをご覧ください。

10款3項1目学校管理費、補正額96万5,000円の増につきましては、13節使用料及び賃借料、19万4,000円の減及び17節備品購入費、115万9,000円の増は、坂下中学校の牛乳保冷库更新をリース契約から物品購入に変更するものであります。

10款3項2目教育振興費、補正額96万1,000円の増は、マイクロソフトオペレーティング・システムの保守期限が令和5年1月で完了することから、セキュリティー保持のため、教員用パソコンのうちネット接続端末25台を更新するものであります。

12節委託料、16万5,000円の増は、パソコン更新設定作業に伴う委託料であります。

13節使用料及び賃借料、79万6,000円の増はパソコン更新に係るリース料で、令和4年12月から令和5年3月までの4か月分を計上しております。

10款4項1目幼稚園費、補正額1,216万9,000円の増につきましては、人事異動により職員が2名増となったこと等に伴い、人件費の増及び会計年度任用職員の人件費を計上しました。

32ページをご覧ください。

10款5項1目社会教育総務費、補正額281万4,000円の減は、人事異動に伴うものであります。

33ページをご覧ください。

10款6項1目保健体育総務費、補正額1万円の減は、人事異動に伴うものであります。

10款6項2目学校給食費、補正額63万1,000円は、人事異動に伴うものでございます。

34ページをご覧ください。

12款1項公債費、1目の元金、補正額52万9,000円の増、2目利子、補正額30万円の減は、平成23年度に借入れした臨時財政対策債が、借入れから10年を経過し利率見直し時期を迎えたことにより、利率が0.8%から0.1%に見直しされたものであります。

また、令和3年度分の新規借入れ8件分の償還金利について、貸付利率が0.06%から0.3%に上昇したことにより計上するものであります。

最後に、13款1項1目予備費、補正額46万9,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は4,263万5,000円となるものであります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議いたします。

（午後0時8分）

再開は午後1時10分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後1時10分）

先ほど説明いたしました議案第46号「町道路線の認定について」、議案の修正の申出

がありましたので、これを許可いたします。

説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

お疲れさまです。今ほど水野議長からありましたとおり、私が午前中にご説明を申し上げました議案第46号「町道路線の認定について」であります。口頭での説明には誤りはございませんでしたが、議案書の一部に脱字がございました。

具体的には、整理番号9、路線番号1282、片門14号線の起点と終点の住所地番に「大字」が抜けておりました。

議員の皆様方に改めて深くおわびを申し上げますとともに、議案書を訂正させていただきましましたので、できますれば議案書の差替えをお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

この件について、会議規則第20条第1項の規定により、ただいまの申出のとおりにすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、この件については申出のとおりといたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第48号及び議案第49号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第48号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ1,138万

6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,038万6,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

今回の補正は、前年の所得確定による国民健康保険税の本算定及び人事異動に係る補正でございます。

本算定については、県提示の標準保険料率を参考としつつ、県に納める国民健康保険事業費納付金や本年度課税所得を精査し、医療、支援、介護の課税分における負担割合を改正いたしました。その結果、前年度より税率を4.12%下げる内容で5月19日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。今回の補正は、この答申内容を反映し、令和4年度の国保の運営をまいりたいというものであります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1 の総括です。

まず歳入です。1 款国民健康保険税から7 款繰越金までの合計から1,138万6,000円を減額し、歳入を17億7,038万6,000円にするものです。

2 ページは歳出ですが、1 款総務費から9 款予備費まで、歳出合計を歳入と同額の17億7,038万6,000円にするものです。財源内訳は、国県支出金が1,867万1,000円の増、一般財源が3,005万7,000円の減です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入ですが、1 款1 項1 目一般被保険者国民健康保険税は、令和3 年中の所得確定と税率改正により、1 節医療給付費分現年課税分から9 節介護納付金分現年課税特別徴収分までの合計で、当初予算より1,591万5,000円減の3 億118万9,000円となりました。

4 ページをお開きください。

4 款1 項1 目保険給付費等交付金は、県からの交付決定通知により、1 節普通交付金1,867万1,000円の増となりました。

6 款1 項1 目一般会計繰入金3 万8,000円の減は、人事異動による人件費の補正分であります。

7 款1 項1 目前年度の繰越金は、1,410万4,000円の減は、令和3 年度普通交付金の実績報告減によるものです。

5 ページをご覧ください。

3 の歳出です。1 款1 項1 目一般管理費3 万8,000円の減は、2 節給料から4 節共済費までの人事異動による人件費の補正となります。

6 ページをお開きください。

2 款1 項1 目一般被保険者療養給付費は、普通交付金の交付決定に伴い1,867万1,000円の増となります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県の本算定の納付額決定により、1 項1 目一般被保険者医療給付費分746万3,000円の減、同じく2 項1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分404万6,000円の減、7 ページをお開きください。同じく3 項1 目介護納付金分488

万5,000円の増となります。

5款2項2目疾病予防費22万2,000円の増は、人事異動による人件費の補正となります。

9款1項1目予備費は2,361万7,000円の減で、3,681万9,000円となります。

以上で補正の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ179万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,225万6,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

今回の補正は、職員の人事異動による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

1の総括、歳入です。7款繰入金から179万2,000円を減額し、歳入を23億7,225万6,000円にするものです。

2ページは歳出です。

1款総務費から179万2,000円を減額し、歳出合計を歳入と同額の23億7,225万6,000円にするものです。財源内訳は、一般財源が179万2,000円の減となります。

3ページ以降は詳細となります。

2の歳入です。7款1項4目その他一般会計繰入金179万2,000円の減は、人事異動に係る人件費減額分です。

4ページをご覧ください。

3の歳出です。1款1項1目一般管理費179万2,000円の減は、2節給料から4節共済費まで人事異動によるものです。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第50号から議案第52号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第50号「令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予

算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,085万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,977万4,000円としたいというものであります。

次に、第2項は、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

次に、第2条地方債の変更は、「第2表地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う補助対象事業費の増分並びに職員の人事異動によります人件費等を計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第1表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。「第2表地方債補正」であります。

公共事業等債につきましては、事業費の増に伴い1,360万円を増額したいというものであります。

なお、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては変更ございません。

事項別明細書の1 ページをお開きください。1、総括であります。

歳入につきましては、1 款国庫支出金から5 款町債まで、4,085万7,000円の増であります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款事業費が4,085万7,000円を増額補正であり、財源内訳につきましては、国庫支出金が1,804万円の増、地方債が1,360万円の増、一般財源が921万7,000円の増となります。

3 ページをお開きください。2、歳入であります。

1 款1 項1 目土木費国庫補助金1,804万円の増は、補助対象事業費の増により増額するものであります。

3 款1 項1 目一般会計繰入金を907万9,000円増額したいというものであります。

5 款1 項1 目土木債1,360万円の増は、起債対象事業費の増に伴い増額するものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款1 項1 目坂下東第一地区事業費を4,085万7,000円増額したいというものであります。この内訳としまして、2 節給料から4 節共済費までは、人事異動に伴う人件費の補正であります。

12 節委託料、672万1,000円の増は、都市計画道路坂下喜多方線築造に係る建物等調査算定業務委託費の増によるものであります。

14節工事請負費、710万3,000円の増は、仮換地及び保留地の整地工事費の増によるものであります。

21節補償補填及び賠償金、2,787万2,000円の増は、建物等移転補償費の増によるものであります。

次に、2款1項2目公債費を13万8,000円増額したいというものであります。この内訳としまして、22節償還金利子及び割引料13万8,000円の増は、償還利息の利率が上昇したことによる利子の増によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第51号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

令和4年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,701万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、人件費の減額分を計上したものであります。

1ページをお開きください。「第1表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1、総括、歳入であります。

3款繰入金の補正額が43万円の減となり、補正後の歳入合計は6,701万円となります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款農業集落排水事業費での補正額が43万円の減となり、補正後の歳出合計は6,701万円となります。また、補正額の財源の内訳は、一般財源が43万円の減となっております。

3ページをお開きください。歳入であります。

3款1項1目一般会計繰入金43万円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4ページをお開きください。歳出であります。

1款2項1目維持管理費は43万円の減であります。

3節職員手当等43万円の減は、退職手当組合負担金の額の確定によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第52号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」につい

て、ご説明申し上げます。

第1条、令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は、令和4年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業費用では、既決予定額4億8,762万5,000円から126万2,000円を減額し、4億8,636万3,000円にしたいというものであります。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,058万5,000円から33万7,000円を減額し、3,024万8,000円に改めるものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費及び県道赤留塔寺線配水管撤去工事費用を計上したものであります。

1ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、4ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前の5,495万3,073円に98万4,000円を増額し、5,396万9,073円となり、資金期末残高は6億2,181万997円となります。

次に、3ページにつきましては予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的支出、1款1項4目総係費331万5,000円の減は、人事異動に伴う人件費を計上したものです。

6目資産減耗費225万円の増は、県道赤留塔寺線配水管撤去工事費用及び同配水管の未償却相当分を計上したものです。

1款2項3目消費税及び地方消費税19万7,000円の減は、今回の補正に伴うものであります。

5ページをご覧ください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

（1）収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入5億1,542万7,000円、収益的支出4億8,636万3,000円、税込当期純利益2,906万4,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,124万3,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税8,000円を差し引き、税抜当期純利益は1,781万3,000円となるところであります。

補填財源の明細は、5ページ下段補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は最終日に行います。

◎議員提出議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議員提出議案第6号「新庁舎建設検討特別委員会の設置について」を議題といたします。

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

次のとおり新庁舎建設検討特別委員会を設置するものとする。

名称については、新庁舎建設検討特別委員会といたします。

設置の根拠については、地方自治法第109条及び会津坂下町議会委員会条例第5条によるところであります。

目的については、新庁舎建設に関する調査研究といたしたい。

期間については、新庁舎建設事業が完了するまで。

なお、委員の定数については14名としたいということでございます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第6号「新庁舎建設検討特別委員会の設置について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎特別委員の選任について

◎議長（水野孝一君）

日程第7、「特別委員の選任について」を議題といたします。

ただいま設置されました新庁舎建設検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会に諮って指名することになっております。

委員を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

1番、目黒克博君。2番、蓮沼文明君。3番、物江政博君。4番、赤城大地君。5番、横山智代君。6番、渡部正司君。7番、佐藤宗太君。8番、山口亨君。9番、青木美貴子君。10番、渡部順子君。11番、五十嵐一夫君。12番、酒井育子君。13番、小畑博司君。14番、水野孝一君。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、14人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました14人の方を新庁舎建設検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

新庁舎建設検討特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が招集日時、場所を定めて委員長互選を行うことになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、大会議室において新庁舎建設検討特別委員会を開催して正副委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

なお、委員長互選に関する職務は年長議員が行うことになっておりますので、12番、酒井育子君にお願いいたします。

◎「請願・陳情」常任委員会付託

◎議長（水野孝一君）

日程第8、「請願・陳情」の常任委員会付託を議題といたします。

本定例会において去る5月26日の正午までに受理した請願・陳情は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願及び陳情番号、受理年月日、件名、請願者及び陳情者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

請願番号第3号、受理年月日令和4年5月12日、件名「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める請願」。請願者住所氏名、河沼郡会津坂下町大字片門字上ノ大乙188、まちづくりを考える青年の会代表、加藤康明。紹介議員、渡部正司。

請願番号第4号、受理年月日令和4年5月18日、件名「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書。請願者住所氏名、福島市上浜町10-38、福島県教職員組合中央執行委員長、瀬戸禎子。河沼郡会津坂下町字惣六2-4、福島県教職員組合両沼支部支部長、星和雄。紹介議員、横山智代。

請願番号第5号、受理年月日令和4年5月20日、件名「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」。請願者住所氏名、河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662、日本労働組合総連合会福島県連合会両沼地区連合会議長、青木和久。紹介議員、小畑博司。

陳情番号第2号、受理年月日令和4年5月17日、件名「地方たばこ税を活用した分煙環境整備」に関する陳情書。陳情者住所氏名、河沼郡会津坂下町大字宇内字寺内86、会津たばこ組合坂下支部支部長、歌川浩一。

◎議長（水野孝一君）

まず、請願第3号について、紹介議員の説明を求めます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

6番、渡部正司でございます。

請願第3号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める請願」、紹介議員としてその趣旨の説明をさせていただきます。

町民にとって関心の高い新庁舎の建設については、これまで様々な議論がなされてきました。特に建設場所については、平成30年2月15日に会津坂下町新庁舎建設検討委員会から、現本庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地を適地として選定した旨の答申がなされ、同年町議会第1回定例会におきまして議案として提出され、賛成多数で可決されたところであります。

この流れを受け、昨年度までに用地買収や移転補償などのスケジュールが進捗していると聞き及んでおり、これについては本年３月において新聞報道等により周知の事実となった次第です。請願者等は、この新聞の記事により再確認したところでありますが、それでも新庁舎の建設場所については一体どこに建てるんだろうか、また、その用地の決定に至った経緯というものを詳細には知らない町民もいるのではないかというような思いをお持ちでありました。

この決定が既に４年前のものとなっており、その間、町における公共施設や公有地の状況の変化、社会情勢の変化に伴う民間施設や商業施設の状況の変化などが見られました。

会津坂下町新庁舎建設検討委員会からの答申においては、その選定理由の一つとして、中心市街地や周辺まちづくりへの寄与といった観点が挙げられておりましたが、この観点から、新庁舎の建設場所を考えるに当たっては、今申し上げた様々な現状の変化を加味し、現状のままでよいか再度協議することは必要不可欠であると考えておいでです。

また、請願者にとっては、当時区長会の在職をした経験から、区長会等を通した要望を出しましたが、財政上の問題から金がないと言われ続けていた。その中にあって、庁舎建設についてはどんどんとお金を出すような、そういう違和感も覚えてこられたようであります。

また、事業の進め方についても性急な進め方はしないでいただきたいという所感も持ちでありました。

今後の会津坂下町のまちづくりを担う青年世代の多くがこの議論に関心を持っておられます。既に決定され、議決された内容ではありますが、次の事項について強くお願いいたします。

記。会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し、再度協議していただきたいこと、また、町長に対し再度協議するよう求めていただきたいという請願であります。

会津坂下町の次のまちづくりを担う人々、若い方々の請願であります。ぜひ皆さん活発な議論をしていただき、採択をしていただきますよう、紹介議員としてご説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第４号について、紹介議員の説明を求めます。

◎５番（横山智代君）

議長、５番。

◎議長（水野孝一君）

５番、横山智代君。

◎５番（横山智代君）

５番、紹介議員の横山智代でございます。

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を

求める意見書」についての趣旨を説明させていただきます。

東日本大震災から11年が経過いたしました。東日本大震災で被災をし、経済的理由によって就学等が困難な子供を対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われてきていました。令和4年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、9億円が予算化されました。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援などによる様々な経費の分を負担され、高校生には奨学金支援、特別支援学校などに在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校その他各種学校の授業料免除などが実施されました。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年度から7年度までの5年間で新たな復興期間として、第2期復興・創生期間と位置づけられて、令和3年度以降の復興の円滑、着実な遂行を期するための取組が進められております。支援の必要な子供の状況、そして事業の進捗に応じた支援を継続すると国はしております。

福島県では今日でも、令和3年4月1日時点で約5,600人もの子供たちが県内外で避難生活を送っております。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学のためには長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体自体の負担となることも危惧されております。地方からも、ぜひ必要であるとの声を中央に届けていくことが求められております。この議会も毎年のようにこの事業に対して皆様方の賛同を受けておりました。

令和5年度においても、被災児童生徒就学支援等事業を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出によって強く要請することが望まれております。

どうぞ議員の皆様方にも、これからの子供たちの支援について十分な意見の検討をされ、また今年度も採択されますようよろしくご検討ください。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第5号について、紹介議員の説明を求めます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

請願第5号につきまして、紹介議員として趣旨の説明を申し上げます。

脆弱な財政基盤に立つ我が町も含め、今地方公共団体には、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取組、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した

環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しくかつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の統一一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

これら諸課題の解決には、地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、次の事項について、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し意見書を提出していただけますようお願いいたします。

1、度重なる自然災害への防災・減災への取組や災害復旧、社会保障の維持・確保、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組やデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

二つとして、とりわけ子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

三つ目として、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らないより自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

四つ目として、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しないより全体的な保健所体制機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置を図ること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については、2022年度をもって終了するとともに、今後国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し真値用に検討すること。

五つ目として、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

六つ目として、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

七つ目として、特別交付税の配分に当たり、諸手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

八つ目として、デジタルガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材、財源を含めた対応を行うこと。

九つ目として、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体へ譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

最後に、地方交付税の財源保障機能、財政調節機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した団体補正の強化など対策を講じること。

以上、多岐にわたっておりますけれども、私もこの紹介議員になるに当たりまして、それぞれの事柄について精査を余儀なくされました。非常に私自身が、町の財政運営について、こんなにも多くの事柄を自ら研究しなければいけない、私たちも責務の一端を担っているというふうな責任感をひしと感じました。ぜひとも、同僚議員の皆様の多岐にわたるご意見を頂戴しながら、意見書を採択していただきますようお願いを申し上げます。まして、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

これらの請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

6月2日から5日までは休会であります。

6月6日は午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、5月19日の正午に通告を締め切っており、議員8名から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後1時54分）

なお、2時5分より新庁舎建設検討特別委員会を開催いたしますので、関係者は大会議室にご参集願います。終了後、引き続き議員のみによる総務産業建設常任委員会を同じく大会議室で開催いたしますので、ご参集願います。

ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月1日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員